

## 2 産業イノベーション促進地域制度活用の流れ

### (1) 事前相談

対象事業、措置実施計画の認定要件、認定申請手続等については、(公財)沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(以下「ワンストップ相談窓口」という。)で事前に相談してください。

また、税制の特例措置については、各関係行政機関へ事前に問合せをしてください。



### (2) 認定申請書の作成

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム(以下「電子申請フォーム」という。)にログインし、認定申請書を作成してください。

なお、ワンストップ相談窓口では、措置実施計画認定申請書の作成支援も行っていますので、認定申請予定資産の資料等を用意し、内容を相談しながら認定申請書の作成が可能です。



### (3) 認定申請書の申請及び事前審査

作成した認定申請書は、添付書類と併せて電子申請フォームから申請してください。

※申請にあたってはP13を必ず確認してください。

公社にて事前審査が行われます。



### (4) 認定申請書の審査及び認定

公社で事前審査が行われた後、沖縄県で審査が行われ、認定の可否が判断されます。

審査の結果、認定申請内容が適正であると認められると認定書が送付されます。審査の状況、結果については電子申請フォームから確認できます。

※沖縄県のホームページで、認定の概要を公表します。

※認定書原本は、認定申請書に記載のある住所及び代表者宛てに沖縄県(制度担当)から送付されますので、認定申請後に変更がある場合は、速やかに、公社担当者に連絡してください。



(5) 主務大臣の確認

税制上の特例措置(P4~6※)を受けようとする場合は、主務大臣の定める基準に適合する旨の確認が必要です。国の担当窓口の確認を申請し、確認書の交付を受けてください。(P16 参照) ※事業所税を除く。



(6) 各特例措置の活用

必要書類(認定書・確認書等)を持参の上、各窓口にて直接手続を行ってください。  
※沖縄県(制度担当者)や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。



(7) 措置実施状況の報告・認定

毎年、事業年度終了後1ヶ月以内に電子申請フォームから措置実施状況を報告してください。

沖縄県担当部署で審査が行われ、措置内容が適正であると認められると、認定書が送付されます。

※実施状況報告の認定が受けられなかった場合であっても、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。